

お客様の声

アトリエフィラージュ
代表社員 松並 那奈 様

商標登録第 5955977 号「R a m p h a s」

JAZY 国際特許事務所 永沼 様

JAZY 国際特許事務所に初めて問い合わせした内容は、「自社の社名の一部を大手他社がブランド名として商標登録した場合、今のまま社名を使用しても問題はないか」ということでした。

法人設立後、将来使用予定のブランド名を商標登録しなければと思いつつも、忙しいし、難しそうだし・・・と後回しにしていました。そんな折、同業の超大手が私の社名の一部をブランド名として商標登録し事業開始したことを知り、当時の私は「商標は先に登録した者勝ち」ということしか頭になかったため、社名が名乗れなくなるのでは!？」と焦ってしまいました。会社を設立して間もない頃でしたし、最悪社名は諦められるけれど、ブランド名だけはちゃんと登録をしたいと思い、いろんな事務所に問い合わせをしました。

永沼さんは、突然の電話での私の質問に即答で「大丈夫です」とお答えくださいました。先に他の事務所にも同じ質問をしましたが、不安をあおる表現をされたり社名とブランド名の両方の登録を勧められたりしました。当時は本当に焦っていたので、永沼さんの「大丈夫です」の一言で得られた安心感は何よりもありがたく、また、聞くのも恥ずかしいような素人の質問にも丁寧にお答えいただきました。

商標登録は誰がやっても似たような手続き（なんなら頑張れば自分で登録することも可能）かもしれませんが、例えば同じ楽譜でも指揮者や演奏者によって全くパフォーマンスが違うように、お題は同じでも「この人だからこそ」という世界だと感じました。永沼さんに担当していただけて良かったと思えるお人柄とご対応でした。心から感謝しております。

ありがとうございました(^v^)